

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	羽生市 まちづくり部 まちづくり政策課	TEL	048-561-1121
		〒348-8601	FAX	048-561-6380
		羽生市東6丁目15	E-mail	machi@city.hanyu.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	羽生市 まちづくり部 まちづくり政策課	TEL	048-561-1121
		〒348-8601	FAX	048-561-6380
		羽生市東6丁目15	E-mail	machi@city.hanyu.lg.jp
3	消防法	羽生市 消防本部 予防課	TEL	048-565-1234
		〒348-0065	FAX	048-565-1177
		羽生市藤井下組990-1	E-mail	shoubou-yobou@city.hanyu.lg.jp
4	道路 河川	行田県土整備事務所	TEL	048-554-5211
		〒361-0023	FAX	048-554-5216
		行田市大字長野943	E-mail	
		羽生市 まちづくり部 建設課	TEL	048-561-1121
		〒348-8601	FAX	048-561-6380
		羽生市東6丁目15	E-mail	kensetsu@city.hanyu.lg.jp

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）
- ・地階を除く階数が2以下
 - ・延べ面積300㎡以下
 - ・高さ16m以下
- ①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
- ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・ 羽生市建築基準法施行細則
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例・施行規則 ・ 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の手続きに関する規則 ・ 羽生市開発指導要綱
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽生市道路後退用地整備要綱

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値（※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	III
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の緯度経度	東経139° 33′ 06″ 北緯 36° 10′ 09″ 標高 14m
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：羽生市まちづくり政策課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域（防火・準防火地域除く）							
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例	なし						
		問い合わせ	羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		区域	主な締結事項	なし	なし				
区域	主な締結事項								
なし	なし								
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ	羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度							
なし	なし	なし							
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ	羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>				種類	適用区域	高さの最高限度	なし
種類	適用区域	高さの最高限度							
なし	なし	なし							

羽生市

埼玉県熊谷建築安全センター（R7.4現在）

（限定特定行政庁／平成14年4月1日～）

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<p>問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121</p> <table border="1" data-bbox="432 235 1374 506"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121</p> <table border="1" data-bbox="432 640 1374 911"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 羽生市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121</p> <table border="1" data-bbox="432 1088 1374 1312"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎産業団地地区</td> <td>用途、建蔽率、敷地面積、壁面</td> </tr> <tr> <td>南羽生地区</td> <td>用途、敷地面積、高さ</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	川崎産業団地地区	用途、建蔽率、敷地面積、壁面	南羽生地区	用途、敷地面積、高さ								
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
川崎産業団地地区	用途、建蔽率、敷地面積、壁面															
南羽生地区	用途、敷地面積、高さ															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 羽生市建築協定条例 問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121</p> <table border="1" data-bbox="432 1491 1374 1581"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="432 1637 1374 1816"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字本川俣字柳根745-3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大字須影字下戸ノ内60外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大字北袋字西4</td> <td>北袋団地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	大字本川俣字柳根745-3			大字須影字下戸ノ内60外			大字北袋字西4	北袋団地			
地名地番	団地名	備考														
大字本川俣字柳根745-3																
大字須影字下戸ノ内60外																
大字北袋字西4	北袋団地															
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p>1.羽生市ハザードマップ（羽生市地域振興課ホームページ） 2.埼玉県河川砂防課ホームページ</p> <p>域指定の関係図書は、行田県土整備事務所及び羽生市地域振興課にて縦覧できます。</p>														

羽生市

埼玉県熊谷建築安全センター（R7.4現在）

（限定特定行政庁／平成14年4月1日～）

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121	
		地区計画	地区整備計画で定める主な事項
		岩瀬地区	用途、敷地面積、壁面、工作物、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造
		小松台工業団地地区	壁面、形態・意匠、垣・柵の構造
		上岩瀬産業団地地区	用途、敷地面積、壁面、工作物、高さ、形態・意匠、緑化率、垣・柵の構造
		栄町地区	用途、敷地面積、垣・柵の構造
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	昭和25年 2月21日	都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 羽生市 まちづくり政策課(代)048-561-1121	
		市町村名	地域区分
		羽生市	6 地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 全面積

6. その他の届出等

届出等	対象	時期	提出先
1 高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課

羽生市

埼玉県熊谷建築安全センター（R7.4現在）

（限定特定行政庁／平成14年4月1日～）

2	建築物省エネ法	適合性判定申請	全ての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※4）を除く）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	羽生市まちづくり政策課 （経由のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は 熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	羽生市まちづくり政策課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	羽生市まちづくり政策課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	羽生市まちづくり政策課 （経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	東部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	羽生市まちづくり政策課 （経由のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 (一) 下記に掲げる建築物：羽生市まちづくり政策課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二) 上記以外の建築物：熊谷建築安全センター

※2 (※1 (一)) の建築物：羽生市まちづくり政策課

(※2 (二)) の建築物：埼玉県 建築安全課 (TEL 048-830-5519)

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物